

＜重度身体障害者等入浴サービス＞の申請に関するQ&A

R2.3.18現在

番号	質問事項		回答	備考
	大項目	小項目(自由項目欄)		
1	訪問入浴	本事業の予約があり訪問したが、体調が優れなかったため清拭支援のみを行なった。この場合でも、請求を行うことは可能か。	認められません。 浴槽での介護を基本支援としているので、清拭支援のみではご請求を受けられません。	
2	訪問入浴	利用者の状況や年齢によって、利用できるサービスに制限がかかるのか。 ※「介護保険制度」との関係性	以下の場合については、「重度身体障害者等入浴サービス」の利用はできません。 ・65歳以上の「重度身体障害者等入浴サービス」利用者、「介護保険制度」利用者 →介護保険制度の中で「訪問入浴介護」という制度があり、「重度身体障害者等入浴サービス」との併給は規則の中で認められておりません。民法上の誕生日到達時点の観点から、利用者の誕生日の前々日までを利用期限として設定しております。	
3	訪問入浴	重度身体障害者及び重度身体障害児について、「障害程度等級表に定める1級若しくは2級に該当するもの又はこれらに準ずるもの」の準ずるものとはどのような事例があるか	身体障害者手帳を所持していないですが、難病等の疾患をお持ちの方で、左記要件に準ずると医学的見地から認められた方については、支給決定を認めた方がいます。 事務手続き上、下記項目が記載された「医師意見書」の提出をもって、左記要件に準ずるものとしています。 「医師意見書」の必要記載事項 ①利用者氏名・生年月日・年齢 ②障害名および原因となった疾病・外傷名 ③難病等の疾患名 ④障害の状況 ⑤希望する地域生活支援サービス事業 ⑥上記「⑤」を希望する理由 ⑦病院または診療所名・所在地・診療担当科名・作成医師指名※捺印を含む	